

投資信託取引約款

第1章 投信取引

1. 約款の趣旨

- (1) この約款は、当組合が取り扱う投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の取得、解約等にかかる取引、自動継続投資（累積投資）取引および証券振替決済口座管理規定（以下「口座管理規定」といいます。）に基づく取引（以下、これらの取引を「投信取引」といいます。）について、お客さまと当組合との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- (2) お客さまは、投信取引を行う場合には、この約款のほか、別途定める次の①から③の規定および約款の定めるところにより行うものとします。また、お客さまが、投信取引を行うにあたって「特定口座」を利用される場合には④の約款の定めるところにより利用するものとし、少額投資非課税制度（NISA制度）を利用される場合には⑤の約款の定めるところにより利用するものとします。
- ① 証券振替決済口座管理規定
 - ② 自動継続投資約款
 - ③ しんくみ投資信託自動積立規定
 - ④ 特定口座約款
 - ⑤ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款
 - ⑥ 国債・投資信託取引に関する書面の電子交付規定

2. 投信取引の申込方法等

- (1) お客さまは、当組合所定の有価証券取引申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを投資信託の取扱いをしている当組合の本支店（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって、投信取引を申し込むものとし、当組合が承諾した場合に限り、投信取引を開始することができます。
- (2) お客さまが（1）のお申込みをされる場合には、投信取引にかかる投資信託の解約金、償還金、収益分配金の入金および取得代金、手数料、消費税等（以下「取得代金等」といいます。）または取得代金等の不足額の引き落としのための金銭の受渡決済を行うため、あらかじめ第2章に定める指定預金口座を指定してください。
- (3) （1）の申込書に使用された印章および記載された氏名または名称、代理人、住所等をもってお客さまの届出の印鑑、氏名または名称、代理人、住所等とします。ただし、届出の印鑑は、指定預金口座と同一の印章に限ります。
- (4) お客さまが（1）のお申込みをされる際、当組合は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。

2の2. 共通番号の届出

お客さまは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）」その他の関係法令の定めに従って、投信取引の口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当組合にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

3. 自己責任の原則

- お客さまは、投資信託約款、交付目論見書（投資信託説明書）および補完書面、本約款の内容を充分理解したうえで、お客さま自らの判断と責任において投信取引を行ってください。
- また、投資信託の取得に際しては、該当投資信託にかかる交付目論見書（投資信託説明書）の交付を

受け、その内容を確認のうえお申込みください。

4. 取得および解約の申込場所

- (1) 投資信託の取得および解約のお申込みは取扱店とします。
- (2) 取扱店以外の本店、支店で取得および解約のお申込みはできません。

5. 取得の取扱い

- (1) 4. (1) の規定により取得のお申込みをされる場合には、当組合所定の申込書に氏名または名称、年月日、投資信託名、数量または金額等の必要事項を記入のうえ、記名押印し、取得代金等とともにお申込みください。当組合は、お申込みの投資信託ごとに定められた受渡日に精算を行います。なお、申込時に当組合が受領した金銭に対しては利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 投資信託の取得のお申込みがあった場合には、当該交付目論見書（投資信託説明書）記載の方法または当組合所定の方法により遅滞なく当該投資信託の買付を行います。この場合当該投資信託の交付目論見書（投資信託説明書）において申込不可能日とされている日には、取得のお申込みはできません。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）がある場合は、当該投資信託の交付目論見書（投資信託説明書）に従って、取得のお申込みの受付けが中止され、既に行われた取得のお申込みが取り消される場合があります。

6. 解約の取扱い

- (1) 4. (1) の規定により解約のお申込みをされる場合には、当組合所定の申込書に氏名または名称、年月日、投資信託名、数量または金額等の必要事項を記入のうえ、記名押印し取扱店にご提出ください。ただし、投資信託によっては解約ができない期間があるものもあります。
- (2) 解約代金は、投資信託ごとに定められた受渡日に、指定預金口座に入金します。
- (3) 投資信託の解約のお申込みについては、当該投資信託の交付目論見書（投資信託説明書）において申込不可能日とされている日には、解約のお申込みはできません。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）がある場合は、当該投資信託の交付目論見書（投資信託説明書）に従って、解約のお申込みの受付けが中止され、既に行われた解約のお申込みが取り消される場合があります。

7. 収益分配金の取扱い

- (1) 収益分配金は、投資信託ごとに定められた日に、指定預金口座に入金します。
- (2) 投資信託によっては、(1)に定める収益分配金の指定預金口座への入金の代わりに、自動継続投資約款の規定により収益分配金の再投資を選択することもできます。
- (3) なお、当組合が取り扱う投資信託については、どちらか一方に限定して取り扱うものがあります。

8. 償還金の取扱い

償還金は、投資信託ごとに定められた日に、指定預金口座に入金します。

第2章 指定預金口座

9. 定 義

指定預金口座とは、お客さまが当組合における投信取引にかかる投資信託の解約金、償還金、収益分配金等の入金および取得代金等または取得代金等の不足額の引き落としのための金銭の受渡決済口座として、お客さまがあらかじめ指定した預金口座をいいます。

10. 指定預金口座の取扱い

指定預金口座は、取扱店と同一店のお客さま名義の普通預金口座または当座勘定取引口座とします。

11. 指定預金口座の変更

指定預金口座を変更する場合には、当組合所定の書面によってお届けください。ただし、変更後の口座は、取扱店にあるお客さまの普通預金口座または当座勘定取引口座で同一の印鑑を届け出ているものに限ります。

12. 指定預金口座における受渡精算方法

- (1) 当組合は、お客さまの投信取引により生じる当組合のお客さまあての金銭の支払いのすべてを指定預金口座へ入金します。
- (2) 当組合は、お客さまの投信取引により生じるお客さまの当組合あての金銭のお支払いについては、お客さまからの依頼にもとづき、指定預金口座からの自動引落しの方法により当組合所定の支払日、时限までにお支払いください。
ただし、支払方法について別に当組合が指定した場合は、その方法にしたがってお支払いください。

第3章 雜 則

13. 反社会的勢力との取引拒絶

この約款に定める投信取引は、14. (4) のいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、ひとつでも該当する場合には、当組合は投信取引をお断りするものとします。

14. 解 約

- (1) この約款に基づく契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約する際には、当組合所定の日までに当組合所定の方法でその旨を取扱店にお申し出ください。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、当組合はいつでもこの約款に基づく契約を解約することができます。
 - ① お客さまについて相続の開始があったとき
 - ② お客さまがこの約款の定めに違反したとき
 - ③ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき
- (3) お客さまに一定期間、投資信託の口座管理残高がないなど、法令諸規則に照らして合理的な事由がある場合には、当組合はお客さまに通知することによりこの約款に基づく契約を解約することができます。
- (4) 次のいずれかに該当すると当組合が判断し、お客さまと取引を継続することが不適切である場合には、当組合は投信取引を停止し、またはお客さまに通知することにより、この約款に基づく契約を解約ができるものとします。
 - ① お客さまが、当組合との取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - ホ その他イからニに準ずる行為

15. 免責事項

当組合は、つぎに掲げる損害について、その責任を負いません。

- ① 当組合所定の依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもつて照合し、相違ないものと認めて、この投信取引に基づく投資信託の振替えまたはその収益分配金を支払ったことにより生じた損害
- ② 所定の手続きにより振替えのお申し出がなかったため、または使用された印影が届出の印鑑と相違するために、この投信取引に基づく投資信託の振替えまたはその収益分配金を支払わなかつたことにより生じた損害
- ③ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由によりお申し出の取扱いに直ちに応じられない場合、または失効および不能となった場合、このために生じた損害
- ④ ③の事由により、投資信託の償還金、収益分配金または解約、買取り代金等(以下「償還金等」といいます。)の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑤ 届出事項の変更、印章等を失ったにもかかわらず、お客さまが当組合所定の手続きによってただちに当組合にお届けをされなかつたことにより生じた損害
- ⑥ 金銭を指定預金口座に入金したのちに生じた損害

16. 届出事項の変更

- (1) 改名、転居ならびにお届けの印章、個人番号等の変更など届出事項に変更があったとき、または印章等を失ったときは、お客さまはただちに当組合所定の手続によって取扱店にお届けください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 届け出のあった住所等にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかつたときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

17. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、ただちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって取扱店にお届けください。お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、ただちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって取扱店にお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、(1)ないし(2)と同様に取扱店にお届けください。
- (4) (1)から(3)までの届出事項に取消しまたは変更が生じたときにも同様に取扱店にお届けください。
- (5) (1)から(4)までの届け出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

18. 個人情報等の取扱い

米国政府および日本政府からの要請により、当組合は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として次のいずれかに該当する場合および該当する可能性があると当組合が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名または名称、住所または所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の交付をもって、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることおよび当該提供に必要なお客さまの情報（米国納税者番号等）をお客さまが開示することについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ① 米国における納稅義務のある個人、法人またはその他の組織
- ② 米国における納稅義務のある個人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条および第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

19. 合意管轄

この約款に関するお客さまと当組合との間の訴訟については、当組合の本店または支店の所在地を管轄する裁判所もしくは東京地方裁判所の中から、当組合が管轄裁判所を指定できるものとします。

20. この約款の変更

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の約款の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

平成18年12月 1日	制定
平成19年 9月30日	変更
平成27年 8月 1日	変更
平成28年 2月25日	変更
令和 2年 4月 1日	変更
令和 7年12月27日	変更